

令和 6 年第 8 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 6 年 8 月 23 日（金）午前 10 時 00 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 6 年 第 8 回 東串良町 農業委員会 会議録								
招 集 年 月 日		令和 6 年 8 月 2 3 日						
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）						
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 6 年 8 月 2 3 日 午前 1 0 時 0 0 分				議 長	大村 教男
		閉 会	令和 6 年 8 月 2 3 日 午前 1 0 時 3 5 分				議 長	大村 教男
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝	
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数 7 名		○		有留 幸路	×		松元 友信	
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸	
		○		福岡 みどり	○		松留 和江	
		○		村吉 博美	○		谷口 憲三	
会 議 録 署 名 委 員		7 番	櫻木 孝二		8 番	内村 初子		
出席した事務局職員		局長 次長	上野 勝志 瀧川 祐造		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅		
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 4 8 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について							
	日程第 2 議案第 4 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について							
	日程第 3 議案第 5 0 号 農業振興整備計画変更に伴う意見について							
	日程第 4 議案第 5 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について							
	日程第 6 議案第 5 2 号 非農地証明願いによる証明について							

議 長

皆さんおはようございます。

ただいまから、定例総会を始めたいと思います。

松元本委員から欠席届が参っております。

出席者 15 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 6 年第 8 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に 7 番桜木委員と 8 番内村委員にお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による賃借権の合意解約が、1 件 1 筆、使用貸借権の合意解約は 1 件 1 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いします。それではただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第 1 議案第 48 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは所有権が 5 件、賃借権が 10 件、使用貸借権が 7 件あります。

それでは、事務局の説明をお願いしたいところですが、資料 6 ページと 7 ページの賃借権の 105、106、107 番について借人が、〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。それでは東串良町農業委員会規則第 25 条により、〇〇委員は、質疑の間、退席をお願いいたします。

〇〇委員退席

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 6 ページをご覧ください。

賃借権の 105 番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

資料 7 ページをご覧ください。

次に 106 番貸人は川東の〇〇さん、借人は株式会社〇〇さん

申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

すいません、訂正があります。106 番の一番下の新川西〇〇でしたが、正しくは新川西〇〇になります。

訂正をお願いします。

次に 107 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用件設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

質疑なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り承認することに決しました。
それでは質疑が終了しましたので、〇〇委員の入室を認めます。

〇〇委員入室

議 長

それでは引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。
資料 1 ページをお開きください。
所有権の 25 番、譲渡人は岩弘の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。
次に 26 番、譲渡人は川西の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。
資料 2 ページと 3 ページをご覧ください。
次に 27 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、
申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。
資料 4 ページをご覧ください。
次に 28 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん申請地
は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。
次に 29 番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、
申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。
資料 5 ページをお開きください。

賃借権の102番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規6年の利用権設定でございます。次に103番、貸人は神奈川県〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規6年の利用権設定でございます。資料6ページをお開きください。

次に104番貸人は池之原の〇〇さん、借人は岩弘の株式会社〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り、新規6年の利用権設定でございます。

次に、105、106、107番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料8ページをお開きください。

次に108番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新10年の利用権設定でございます。

次に109番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新10年の利用権設定でございます。

資料9ページをお開きください。

次に110番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新10年の利用権設定でございます。

次に111番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されており、更新10年の利用権設定でございます。

資料10ページをお開きください。

使用賃借権の112番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規10年の利用権の設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

次に113番、貸人は、川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新10年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さん、〇〇さんの農地が含まれており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

資料11ページをお開きください。

次に114番、貸人は大阪府の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新5年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義は〇〇さん、〇〇さんとの共有となっているため、権利者の過半の同意を得ての使用貸借となります。

次に115番、貸人は大阪府の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新5年の利用権設定でございます。

資料12ページをお開きください。

次に116番、貸人は鹿児島市の〇〇さん、借人は、肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新10年の利用権設定でございます。

次に 117 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 13 ページをお開きください。

次に 118 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は、川東の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ないですか。

質疑なしの声あり

議 長

なければ、質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 48 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案の通り承認することに決しました。

次に日程第 2 議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転 3 件であります。いずれも現地調査を行っておりますので、最初に所有権移転の 27 番について内村委員に現地調査報告をお願いいたします。

内村委員

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 8 月 16 日金曜日に、農地法第 3 条に関わる現地調査を、私と鶴丸委員、事務局の計 5 人で行いました。

なお、関係者として農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、〇〇町在住の譲受人が農地をもらい受けるものであり、作付け予定作物は甘藷となっております。譲受人の農作業の経験は、55 年であり、農業への意欲および従事日数、農機具等も農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお、譲受人の住所は〇〇町ですが、通作に関しても問題はないものと思われまゝす。さらに、農作業をする際には、周囲の農地への悪い影響が出ないように、十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われまゝす。

以上で報告を終わらせていただきます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。
質疑はありませんか。
ないですか。

質疑なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。
本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。
よって本案は、原案の通り承認することに決しました。
それでは次に所有権移転の 28 番について鶴丸委員に現地調査報告をお願いいたします。

鶴丸委員

はい、それでは報告させていただきます。
令和 6 年 8 月 16 日金曜日に、農地法第 3 条に関わる現地調査を私と内村委員事務局の計 5 人で行いました。
なお、関係者として農地の譲受人である〇〇さんが出席されました。
今回の申請は、〇〇町在住の譲受人が農地を購入するものであり、作付予定作物は水稻、飼料作物となっております。
譲受人農業の経験は 23 年で、農業への意欲、従事日数・農機具等も、農地法第 3 条の許可基準を上回っております。
なお譲受人の住所は〇〇町〇〇であり、通作に関しても、近くで問題はないものと思われます。
さらに、農作業をする際には周囲の農地への悪い影響がでないように十分に気を付けるとのことでありましたので、
農地法第 3 条による許可を出しても問題はないものと思われます。
以上で報告を終わります。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
ないですか。

質疑なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは次に、所有権移転の 29 番について、松留立美委員に現地調査報告をお願いいたします。

松留立美委員

それでは報告させていただきます。令和 6 年 8 月 16 日火曜日に、農地法第 3 条に係る現地調査を私と松留和江委員、事務局の計 5 人で行いました。

また関係者として農地の譲受人である〇〇さんの母親が出席されました。

今回の申請は〇〇市〇〇町在住の譲受人が農地をもらい受けるものであり、作付け予定作物は水稻、甘藷となっております。

譲受人の農作業の経験は 1 年ですが、農業への意欲および従事日数・農機具等も知人より借りるとのことで、農地法第 3 条の許可基準を上回っております。

なお、譲受人の住所は〇〇市〇〇町であります。通作に関しても問題はないものと思われ。さらに農作業をする際には、周囲の農地への悪い影響が出ないように十分に気をつけるとのことでありましたので、農地法第 3 条による許可会社の問題はないものと思われ。

以上で報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

議 長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

ないですか。

質疑なしの声あり

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 2 議案第 49 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 3 議案第 50 号農業振興整備計画変更に伴う意見についてを議題といたします。

今回は、農用地区域からの除外について意見を求められています。

資料 16 ページの株式会社〇〇建設さんからの農用地区域からの除外申請については、現地調査を行っておりますので

その報告を中村委員によりしくお願いいたします。

中村委員

それでは報告させていただきます。令和 6 年 8 月 16 日金曜日に、農用地区域からの除外に係る現地調査を私と木佐貫委員、事務局の計 4 名で行いました。

なお関係者として農地の譲受人である株式会社〇〇建設さん、農地の譲渡人である〇〇さんが出席されました。

申請地は、農用地区域内農地でありますので、農地課へ農用地利用計画変更申出書が提出されております。

申請の目的は、土木業の会社を営んでいる申請人が申請地を購入し、資材置き場を設置するためのものとなっております。

なお、申請地は、周辺の農地の広がりや 10 ヘクタール以上であると思われることから、除外が決定されたとしても、第 1 種農地に相当するものと思われます。

第 1 種農地は、原則として転用は許可されませんが、申請地の周辺に 3 戸以上の住宅が広がっていることから、不許可の例外に当たる集落接続に該当するものと面思われます。

また、申請面積は 1,839 m²となっており、周囲の状況などを考えても特に問題はないものと思われます。

また申請人は、転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情などがあった場合、誠意をもって対応するとしており、

特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
ないですか。

村吉委員

すいません。

議 長

村吉委員どうぞ。

村吉委員

これは、売買ということですか。

事務局（出水）

質問にお答えさせていただきます。

売買という事でした。

議 長

いいですか。

村吉委員

はい。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で日程第 3 議案第 50 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての審議を終えたいと思います。

次に日程第 4 議案第 51 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回の申請は 1 件あり、現地調査を行っております。

それでは資料 17 ページの〇〇さんからの転用許可申請について、現地調査調査の報告を木佐貫委員よりお願いいたします。

木佐貫委員

はい。

それでは報告させていただきます。

令和 6 年 8 月 16 日金曜日に転用に係る現地調査を、私と中村推進委員で事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお、関係者として〇〇さんが出席されました。

今回の申請の目的としましては、建設業を営んでいる申請人が、自社の建設する住宅を広く宣伝・販売するために住宅展示場の建設をするものとなっております。

申請地の農地区分については、周辺が農地外の地目で囲まれていることから、

第2種農地に相当するものと思われます。

よって対応は可能であるものと思われます。

なお申請地は、申請人が令和2年に農地法第3条で購入された農地ではありませんが

資料18ページに添付してある理由書にある通り、営農が難しい状況となっているため、転用することはやむを得ないものと思われます。

また、申請人は、転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう、被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、周囲を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

吉ヶ崎委員

すみません。

議 長

吉ヶ崎委員どうぞ。

吉ヶ崎委員

面積が261㎡になっているんですけど、これで展示場が建ちますか。

事務局（出水）

すいません、今の質問に答えさせていただきます。

面積は261㎡ということで、この〇〇番地が登記事項証明では間違いなく261㎡となっております。

またそれに収まるように資料の18ページに配置図なども提示されており特に間違いなくこの中に収まると思います。

鶴丸委員

赤い枠の横も土地じゃないですか。

木佐貫委員

赤い枠の横が山林です。

事務局（瀧川）

すいません。

ちょっと補足をします。17ページにカラーで航空写真がついている。

はい、これが申請地ということで、赤枠でL字になっています。

これが今申請のある2366-1で今委員がおっしゃる261㎡の面積です。

それから今、L字でちょっとこのかけた面積があると思うんですけど、そこがですね、元々下園さんの所有地で今回の申請地とは関係ない農地ですので、特にこっちの転用とか関係ない面積でございました。18 ページにあるこの図面が横向きになってますが、これをちょっとぐるっと縦向きにしたときに、同じようにこのL字になるところが 2366-1 と書いてあるんですけど、これがこの申請地に当てはまる。

左の 2363-1 と書いてあるところが、山林ですので、そこを合わせたところに、真ん中ぐらいに建物が建つという形ですね。町道の方に道路が立つ形で少しこの図面の向きが違いますがこういう形になります。

議 長

いいですか。

吉ヶ崎委員

はい。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議 長

異議なしと認めます。よって本案は原案の通り承認することに決しました。以上をもちまして、日程第 4 議案第 51 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について、原案通り承認することに決しました。

次に日程第 5 議案第 52 号、2 号非農地証明願いによる証明についてを議題といたします。

今回は申請が 1 件あり、現地調査を行っております。

資料 19 ページの岡本信昭さんからの申請につきまして、現地調査の報告を松留和江委員にお願いいたします。

松留和江委員

それでは、報告させていただきます。

令和 6 年 8 月 16 日金曜日に、非農地証明に関わる現地調査を私と松留立美委員、事務局の計 5 名で行いました。

また関係者として〇〇さんが出席されました。

申請地は、資料 19 ページにある通り、農地としては 20 年以上使用されておらず、農地への復旧は非常に難しいものと思われま。

よって非農地として判断することはやむを得ないものと思われま。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の方よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしの声あり。

議 長

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なしの声あり。

議 長

異議なしと認めます。

よって本案は非農地として承認することに決しました。

以上で日程第 5 議案第 52 号非農地証明願いによる申請についての審議を終えたいと思います。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（瀧川）

はい皆さんお疲れ様でした。

9月の現地調査ということで、13日の金曜日に予定をしております。

それから総会の方を24日の火曜日になっております。

9月定例総会分の申請を、今月8月30日で締め切りをさせていただきます。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和6年第8回定例総会を閉会いたします。